

議案第 8 1 号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成 4 年 3 月 19 日議決）の一部を変更し、平成 30 年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 91 条第 6 項において準用する同法第 90 条第 10 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前				
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金				
<table border="1"><tr><td></td><td>市町村負担金の額</td></tr></table>		市町村負担金の額	<table border="1"><tr><td></td><td>市町村負担金の額</td></tr></table>		市町村負担金の額
	市町村負担金の額				
	市町村負担金の額				

事業名	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの	事業名	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
略			略		
11 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業 (2) 農業用河川工作物応急対策事業 (3) (1) 及び(2) 以外の事業	工事費の100分の14に相当する額。ただし、北栄町桜池に係る県道部分の改修費を除く 工事費の100分の8に相当する額。ただし、米子市皆生取水口取水施設に係る工事費を除く 工事費の100分の11に相当する額		11 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業 (2) 農業用河川工作物応急対策事業 (3) (1) 及び(2) 以外の事業	工事費の100分の14に相当する額。ただし、北栄町桜池に係る県道部分の改修費を除く 工事費の100分の8に相当する額。ただし、米子市皆生取水口取水施設に係る工事費を除く 工事費の100分の11に相当する額	
12 農業用河川工作物等応急対策事業(土地改良施設耐震対策事業) (1) 中山間地域	工事費の100分の13				

に相当する額

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

25 略

26 略

27 県営用排水施設等整備事業
(大沢川地区)

工事費の100分の
25に相当する額

28 農地集積加速
化農地整備事業

工事費の100分の
10に相当する額

29 略

備考

1～5 略

24 略

25 略

26 県営用排水施設等整備事業
(大沢川地区)

工事費の100分の
25に相当する額

27 略

備考

1～5 略